

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(平成二二年一〇月二九日法律第五〇号) (衆)

一、提案理由(平成二二年一〇月一九日・衆議院本会議)

○石田勝之君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、口蹄疫対策特別措置法における税制上の措置に関する規定を踏まえ、平成二十二年四月以後発生が確認された口蹄疫により被害を受けた発生農家等の税負担の軽減を図り、地域の基幹産業である畜産業の早期の再建を目指して、緊急に対応すべき措置を講じようとするものであります。

平成二十二年四月以後に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所 得税及び法人税の臨時特例に関する法律

以下、その内容について御説明申し上げます。

個人または法人が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間内に、家畜伝染病予防法や口蹄疫対策特別措置法の規定により交付を受けた手当金等について、税制上、次の特例措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受けた手当金等については、その交付により生じた所得に対する所得税を免除することとしております。

第二に、法人が交付を受けた手当金等については、その手当金等に係る利益の額に相当する金額は損金の額に算入することとしております。これにより、その手当金等に係る利益の額に相当する金額に對しては法人税が課されないことになります。

本案は、本日財務金融委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決しましたものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院財政金融委員長報告

(平成二二年一〇月二二日)

○藤田幸久君　ただいま議題となりました法律案につきまし

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所  
得税及び法人税の臨時特例に関する法律

て、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま  
す。

本法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものであります。平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた個人及び法人について、所得税の免税及び法人税の損金算入の特例措置等を設けようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長石田勝之君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。